

○諸塚村商工業事業者育成支援事業補助金交付要綱（改正案）

平成28年4月1日要綱第3号

改正 令和3年4月1日要綱第7号

改正 令和5年6月22日要綱第22号

改正 令和7年4月1日要綱第23号

（目的）

第1条 この要綱は、村内事業者、商店等の若手事業者または後継者の育成及び新規雇用対策の促進、規模拡大及び売上の増加、経費削減を図るための施設整備等をする事業主に対しての支援を目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の交付）

第2条 補助金の交付については、諸塚村補助金等交付規則（平成6年12月26日規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれの要件も満たす者をいう。

- (1) 村内に住所を有し、商工会の会員又は新規開拓者であり村内商工会の会員となる者。
- (2) 住民税等を滞納していないこと。
- (3) 諸塚村暴力団排除条例（平成23年9月8日条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、かつ役員及び従業員に同条第3号に規定する暴力団関係者がいないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規開業支援事業
- (2) 事業継続基盤整備事業
- (3) 新規雇用促進事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助金額及び補助率等は別表1に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に同条第2項に規定する書類及び第4条(3)については、様式第1号を添えて村長に提出しなければならない。

(実績報告の期日)

第7条 規則第11条に規定する期日は、当該事業完了後30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月22日要綱第22号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年12月1日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項
(1) 新規開業支援事業	店舗等の新築・改築、設備の更新等	経費の1/2	300万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上の事業経営を継続すること</li> <li>・商工会等が主催する経営にかかるセミナー等を受講すること</li> </ul>
(2) 事業継続基盤整備事業	店舗等の新築・改築、設備の更新等	経費の1/2	50万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付後3年以上の事業経営を継続すること</li> <li>・過去に当事業による補助を受けた者については、申請日から2年以上を経過していること。ただし事業主又は後継者が50歳未満である場合をのぞく（申請年度4月1日現在）</li> </ul>
(3) 新規雇用促進事業	給与等の経費	経費の1/3	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象労働者は諸塚村内に住所を有するものに限る</li> <li>・入社後半年経過し、対象労働者1人につき6カ月以内とする</li> <li>・補助金交付後3年以上雇用すること</li> <li>・対象労働者の雇用保険に加入している事業主</li> </ul>